

至誠館大学における他の大学等の授業科目を履修する学生の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）第27条の規定に基づき、学生が他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）（以下「他の大学等」という。）において授業科目を履修する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(協議)

第2条 他の大学等との協議は、事前に次の各号に掲げる事項について学長の承認を得て学部長が行う。

- (1) 履修科目及び単位数
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) 学生の身分取扱い
- (7) その他必要な事項

(履修の許可)

第3条 国内の他の大学又は短期大学（以下「国内の大学等」という。）において授業科目を履修することの許可は、教授会の議を経て学部長が行い、学長に報告するものとする。

2 外国の大学等において授業科目を履修することの許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(受入れ依頼)

第4条 学長又は学部長は、前条により履修を許可した学生について、当該他の大学等に受入れを依頼するものとする。

(履修許可申請手続)

第5条 国内の大学等で授業科目を履修しようとする者は、科目等履修生願書に次に掲げる書類を添付して学部長に提出しなければならない。

- (1) 担当教員の推薦書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他必要な書類

2 外国の大学等で授業科目を履修しようとする者は、留学願に、前項第1号から第3号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 授業科目を履修するのに十分な語学力のあることの証明書
- (2) 第2条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学等の場合は、当該外国の

大学等の受け入れを内諾する旨の証明書

(3) 当該外国の大学等の大学案内及び授業科目履修要項等

(4) 滞在保証書又はこれに類する書類

(5) その他必要な書類

(履修期間)

第6条 他の大学等の授業科目の履修を許可する期間は1年以内とする。

(履修科目)

第7条 他の大学等で履修できる授業科目は、履修しようとする者の所属する専攻に関する必修科目、選択科目及び自由科目に相当する科目とする。

(履修の届出)

第8条 他の大学等の授業科目の履修を許可された者は、履修を開始するときは、履修開始届を、履修が終了したときは履修終了届を直ちに学部長に提出しなければならない。

(許可の取消)

第9条 他の大学等での授業科目の履修を許可された履修中の者が、成業の見込がないと認められたとき、学生としての本分に反したとき、又はその他履修が困難と認められる事情が生じたときは、当該他の大学等との協議により許可を取り消すことがある。

(履修の報告)

第10条 他の大学等の授業科目の履修を終了した者は、帰学後速やかに授業科目履修報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して学部長に提出しなければならない。

(1) 当該他の大学等が発行した学業成績証明書

(2) 当該他の大学等の授業科目履修要項及び授業時間割

(3) その他必要な書類

(単位の認定)

第11条 学生が他の大学等において履修した単位の認定は、前条に規定する授業科目履修報告書及びその添付書類に基づき教授会が行う。

(結果の報告)

第12条 学部長は前2条の結果を学長に報告する。

(特例)

第13条 本学と他の大学等との学年度、学期等の相異により当該他の大学等の授業科目の履修のため、学年又は学期の途中で授業の履修を中止し、又は再開しようとする者のその年度における本学部での授業科目の履修方法、学力の試験の方法及び単位の認定については、教授会の議を経て、通常の方法によらないで行うことができるものとする。

(授業料の納付)

第14条 他の大学等の授業科目の履修を許可された者は、当該期間中においても本学に既定の授業料を納付しなければならない。

附 則

この内規は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

制定	平成 1 1 年	4 月	1 日 (制定)
改正	平成 1 9 年	4 月	1 日 (第 1 回改正)
	平成 2 6 年	4 月	1 日 (第 2 回改正)
	平成 3 1 年	4 月	1 日 (第 3 回改正)